

## 第1期成年後見制度利用促進事業計画（抜粋）

## 第3節 基本目標に向けた取組み 基本目標3

- ①【新規】市民後見人の育成について市の取組み及びセンターとの協働の在り方を整理・検討し、市民後見人の育成を充実させます。

事業	a 市民後見人の育成について市の取組み及びセンターとの協働の在り方を整理・検討し、市民後見人の育成を充実させます。		
将来像	本人と同じ地域に居住する市民が、市民後見人として育成され、成年後見人等に就任すべき親族がおらず、本人に多額の財産がなく紛争性もない場合について、地域のネットワークを利用した地域密着型の後見等事務を行っています。		
	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度
協議会で市民後見人の育成について市の取組み及びセンターとの協働の在り方を整理・検討		新たな市民後見人の育成事業の実施	継続
協議結果を踏まえて5市・センターと在り方を整理・検討			

○協議会で市民後見人の育成について市の取組み及びセンターとの協働の在り方を整理・検討に当たっては、「センターが基礎的な養成研修を実施し、その後の実習やフォローアップはセンター及び市が連携と役割分担のもとに行う」という方向性で整理・検討を進めます。

- ②【新規】市民後見人が受任することが相応しい案件及びその受任の要件について、検討を行います。

事業	a 【再掲】支援・検討会議で成年後見人等に求められる後見等事務を踏まえた適切な成年後見人等候補者の選定を行い、家庭裁判所に推薦します。		
将来像	家庭裁判所に適切な成年後見人等候補者を推薦しています。		
	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度
支援・検討会議による成年後見人等候補者の選定の在り方を検討		支援・検討会議による成年後見人等候補者の選定の試行実施	支援・検討会議による成年後見人等候補者の選定の実施

③【新規】市民後見人の活動の支援について、市、関係機関及びセンターが連携して支援体制を整備します。

事業	a 市民後見人の活動の支援について、市、関係機関及びセンターが連携して支援体制を検討し、整備します。		
将来像	市、関係機関及びセンターが連携して市民後見人の活動を支援しています。		
	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度
協議会で市民後見人活動の支援について検討	新たな市民後見人の活動支援		継続
検討結果を踏まえて市、センターと整備内容を検討			

○検討に当たっては「監督と支援」の考え方を整理する必要があります。

市民後見人が本人の信頼できる人であればあるほど、そこに監督人が付され、報酬の負担が生じることは、本人と本人を慮る市民後見人にとっても、「どうして自らを監督してもらうために大切なお金を使わなければならないのか」、「そんなお金を払うくらいなら本人にとってもっと有効に使いたい」と思うことは市民感覚として当然といえます。なお、東京地方裁判所は市民後見人に対して監督人の選任を必須とする運用を既に中止しております。

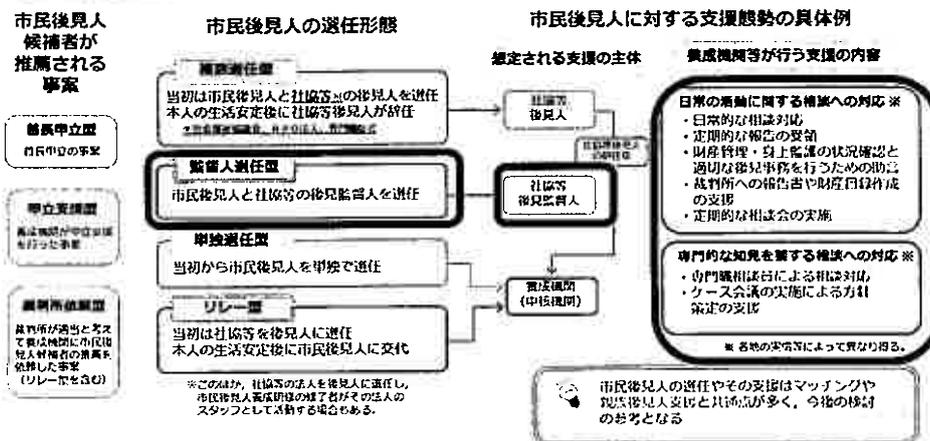
○協議会で市民後見人活動の支援について検討するに当たっては、「市・あんしん狛江で行うことを原則とし（したがって、監督人は不要となる。）、例外的に監督人が必要な場合は、これまでの法人後見の実績とノウハウを活かしてセンターが監督人を受任する」という方向性で整理・検討を進めます。

(3) 市民後見人を育成し、その活動を支援します。 **共通計画 P51**

現状
<p><b>【市民後見人の育成】</b></p> <p>○市：                      ・市民後見人の育成は、センターで行っています。市、社会福祉協議会では行っていません。                      ・令和2（2020）年4月1日時点でセンターが育成した狛江市の市民後見人は2人であり、そのうち2人が受任しています。                      ・被成年後見人等が狛江市民の案件について、平成27（2015）年以降、市民後見人の就任件数が0件となっています。</p> <p><b>【市民後見人の受任案件・受任要件の検討】</b></p> <p>○市：センターに依頼した案件については、センターが市民後見人の受任が相応しいかの検討を行っています。                      ○あんしん狛江：市民後見人が受任することが相応しい案件及びその受任の要件についての検討は現在行っていません。</p> <p><b>【市民後見人の活動の支援】</b></p> <p>・センターが育成した市民後見人については、センターにおいて活動支援、フォローを行っています。</p>
課題
<p><b>【市民後見人の育成】</b></p> <p>○市：関心のある市民がセンターの市民後見人養成講習を受講するよう、センターと協働して養成講習の在り方、周知方法等について検討する必要があります。</p> <p><b>【市民後見人の受任案件・受任要件の検討】</b></p> <p>○市：市民後見人が少ないため、相応しい案件であっても受任に結び付けることは難しいです。                      ○あんしん狛江：リレー方式であると市民後見人が受任すべき案件は生活保護受給者に絞られてしまうため、センターを経由しない受任方法について検討が必要です。</p> <p><b>【市民後見人の活動の支援】</b></p> <p>○市：市民後見人にとってより身近な市内関係機関による活動の支援を検討する必要があります。</p>

図5-28 市民後見人の選任と支援態勢の具体例

：市民後見人の選任と支援態勢の具体例



※市では、センターに市民後見人の育成を依頼していますが、市民後見人の選任形態は、監督人選任型で、センターが受任まで支援し、受任後はセンターが後見監督人になるとともに、市民後見人の活動への継続的な支援を行っています。

出典：成年後見制度利用促進専門家会議第1回 中間検証WG 資料8-3